令和7年度 文部科学大臣委嘱

# 桃山学院大学

# 司書補講習

# 募集案内





### 日 次

司書・司書補とは	1
司書・司書補講習とは	1
スケジュール	2
募集要項	3
受講について	4
受講料について	6
開講科目·講師一覧	7
科目のねらい	8
所定の学修による単位の認定について	9
申込書類	10
必須書類(全科目受講・部分科目受講の方ともに必要)	10
部分科目受講の方	10
所定の学修による単位の認定を希望の方	11
参考資料	12
提出書類チェックシート	13

申込書類は、提出前に「提出書類チェックシート」で必ず確認してください

### <個人情報の取り扱いについて>

受講申込の際にご提出いただく個人情報につきましては、本学司書補講習以外の用途に使用することはありません

### 司書・司書補とは

図書館には公共図書館、大学図書館、学校図書館や国立国会図書館、専門図書館等たくさんの種類があります。それぞれの図書館には事務職員・専門的職員・技術職員など様々な職員が働いています。その中でも公共図書館で働く専門的職員を<司書><司書補>と称します。

司書の主な職務内容は、①図書館資料の選択、発注及び受け入れ ②受け入れ図書館資料の 分類及び蔵書目録の作成 ③目録からの検索、図書館資料の貸出及び返却 ④図書館資料につ いてのレファレンスサービス、読書案内 ⑤読書活動推進のための各種主催事業の企画、立案 と実施 ⑥自動車文庫による巡回等の館外奉仕活動の展開などが挙げられます。司書補は司書 の専門的職務を助ける事務に従事します。

情報発信の中心として図書館によせられる期待が大きくなるなか、専門の知識と技術を持った司書・司書補への期待もますます大きくなっています。

### 司書・司書補講習とは

図書館の専門的職員である司書・司書補には高度な知識と技術が求められます。その図書館 職員を養成することを目的としているのが司書及び司書補の講習です。

司書及び司書補の講習は図書館法に基づき文部科学大臣の委嘱を受けた大学によって開かれ、 図書館職員をはじめ学生や社会人など様々な方々が資格取得を目指して受講しています。

本学では1960年(大学開学の翌年)に最初の講習を開講して以来、65年目を迎えました。 西日本で最も古い歴史があり、今日までの講習修了者数は1万人を超え、全国の図書館で多く の方が図書館職員として活躍されています。

# スケジュール

メルアド登録	随時	・ <u>メールアドレスを登録</u> してください 登録締め切りは2025年9月30日です
受講申込期間	10月1日(水) ~ 11月4日(火)	・期日内に申込書一式を郵送してください ・作文をGoogleフォームへアップロードして期日内 に提出してください (提出にはGoogleアカウントが必要です。お持ち でない場合は、事前に作成してください) ・期日を過ぎた場合は受付できません
選考結果発表 ならびに 受講料払込期間	11月11日(火) ~ 11月18日 (火)	・書類選考の結果は郵送します ・受講料は郵便局での払込みのみになります。 詳しくは、6ページの「¥受講料について」を ご参照下さい。
開講式と オンライン授業 案内	11月下旬	・受講料払込み確認ができた方に、開講式案内と、オンライン授業マニュアルがメールで届きます ※これ以降の連絡は、作文をご送付いただいた Googleアカウントのメールアドレスへします
開講式・ガイダンス授業開始	2026年 1月8日(木) 10:00~予定	・開催時間は変更される場合がありますので、案内通知をご参照ください
閉講式・ガイダンス	3月6日(金)	・詳細は講習内でお知らせします

### 募集要項

講習期間	2026年1月8日(木)~3月6日(金) 全日程オンライン授業 来校不要		
申込期間	2025年10月1日(水)~11月4日(火)		
	全科目受講	119,900円(税込)教科書代(約10,000円)含まず	
受講料	部分科目受講	9,570円(税込)講義科目1単位当たり 2単位の科目は9,570×2=19,140円です 19,140円(税込)演習科目1単位当たり ※部分受講料の上限は119,900円	
	登録手数料	2,000円(税込)	
	単位認定	認定料不要	
募集定員	50名		
選考方法	作文およびその他の提出書類による書類選考		
受講資格	次のいずれかに該当される方 D:高等学校を卒業された方 E:高等学校卒業以外の要件で大学に入学することのできる方 <b>※1</b>		

- ※1「学校教育法第九十条第一項」の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。(学校教育法施行規則第百五十条)
- ① 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で 文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- ⑥ 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、 大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑦ 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳 に達したもの

### 受講について

### 1・オンライン授業の受講の仕方

Google Classroom (グーグルクラスルーム) とZoomを使用します

授業形態

- ・リアルタイム/講義型
- ・オンデマンド/録画動画視聴型 ※授業動画はGoogle Classroomにアップします

### リアルタイム/講義型

時間割の日時に授業を行いますので、基本的にはその時間に受講してください。

出席確認はZoomのチャット機能で行います。

その時間に受講できない方は、授業後にアップする録画動画を指定期間内に視聴してください。 所定の「出席確認用Google Form」を指定日時までに提出することで出席になります。 未提出の場合は、欠席になりますのでご注意ください。

#### オンデマンド/録画動画視聴型

事前に録画した授業動画を視聴期限内に視聴してください。

視聴期限は授業により異なります。

動画視聴後、所定の「出席確認用Google Form」を指定日時までに提出することで出席になります。

未提出の場合は、欠席になりますのでご注意ください。

・必要な物とスキル

パソコンが必要です(スマホのみの受講はできません)

ヘッドセットの使用を推奨します

パソコンの基本操作(Windows OS・ MS Office・Googleドライブなど)

個人のGoogleアカウントが必要です。 (ない方は事前に作成してください)

### 受講について

#### 1 · 授業形態

全日程、オンライン授業です

#### 2 · 単位認定

科目にはそれぞれ単位が設定されています

単位の認定は、科目試験や課題への取り組みなどを総合的に評価し、合格した 科目に対しておこないます

その他、他大学で取得された単位や所定の学修による単位認定については別項 (P.9) をご参照ください

#### 3 · 試験

科目毎に試験(もしくは課題提出)を実施します

科目試験を受験するには、その科目の総授業時間に対して4/5以上の出席時間が必要です

出席時間が足りない場合、その科目の試験を受験できません

15コマの科目は4コマ以上、8コマの科目は3コマ以上欠席で試験が受けられず、 不合格になります

### 4・講習の修了

全11科目 計15単位を取得されると講習を修了することができ、規定により「修 了証書」が交付されます。(図書館法施行規則第九条)

#### 5・司書補の資格

司書補の講習を修了されると「司書補となる資格」が得られます (図書館法第五条)

#### 6・補講や授業の変更に関すること

自然災害やその他の事情により、授業形態や時間割が変更になる可能性があります

詳細は講習内でご案内します

### 講習では、パソコンを使用します パソコン指導は行いません

### ¥ 受講料について

### 1・支払い方法

受講許可がおりた方に金額等を印字した払込取扱票を郵送します

受講料はお送りした払込取扱票を使用し、郵便局ATMか窓口で期日内に払込んでください

必ず"おところ""おなまえ"欄、振替払込請求書兼受領証の"ご依頼人"欄を記入してください。

払込み後、「振替払込請求書兼受領証」を写真、もしくはPDFでメールに添付して送ってください。

### 2・受講をキャンセルされる場合

### 払込み後の受講料は返金できません

お申し込み前に授業日程や、講習内容を必ず確認してください

受講をキャンセルされる場合は、払込み前に必ずご連絡ください

# 開講科目·講師一覧

科目種類	科目	単 位 数	コ マ 数	講師名	
	生涯学習概論	1	8	尾谷 雅彦	桃山学院大学エクステンション・センター講師
	図書館の基礎	2	15	菅野 裕樹	文教大学非常勤講師
	図書館サービスの基礎	2	15	常世田 良	元立命館大学教授
講義	レファレンスサービス	1	8	坂本 俊	聖徳大学専任講師
科目	レファレンス資料の解題	1	8	大平 睦美	京都産業大学教授
	情報検索サービス	1	8	藤間 真	桃山学院大学教授
	図書館の資料	2	15	水沼 友宏	桃山学院大学准教授
	資料の整理	2	15	佐藤 晋之	別府大学文学部司書課程准教授
演習 科目	資料の整理演習	1	15	佐藤 晋之	別府大学文学部司書課程准教授
	児童サービスの基礎	1	8	小前 恭則	元関西大学非常勤講師
講義 科目 図書館特講	1	8	藤間 真 井上 敏 谷合 佳代子 新屋 朝貴 南 輝行 河瀬 裕子 外丸 須美乃	桃山学院大学教授 桃山学院大学教授 大阪産業労働資料館館長 (公財)三康文化研究所附属三康図書館 株式会社図書館流通センター関西支社長 泉大津市立図書館館長 大阪市立中央図書館 利用サービス担当	

講習修了には、全科目11科目15単位が必要です

# 111 科目のねらい

■ 本学講習は文部科学省が示す「科目のねらい」に基づいています

科目名	ねらい
生涯学習概論	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。
図書館の基礎	図書館の意義、種類、機能及び図書館の組織、運営、計画等について基礎的事項を中心に解説し、併せて図書館員の責務、図書館協力、図書館の課題・動向、図書館の歴史、図書館政策、関係法規等についても言及する。
図書館サービスの基礎	図書館サービスの意義、特質、方法や図書館における情報サービス等について基礎 的事項を中心に解説し、図書館サービスと著作権にも言及する。
レファレンスサービス	レファレンスの意義、レファレンス質問の受付から回答に至るレファレンスプロセス、レファレンスコレクション構築等の情報源の組織について解説する。
レファレンス資料の解題	参考図書のほか、電子形態やマイクロ形態の二次資料を中心に、その種類と特質を解説し、代表的なレファレンス資料を解題する。
情報検索サービス	情報検索サービスの意義、方法等や情報検索の実際等について解説する。
図書館の資料	図書館の資料全般について、その特質を論じ、出版と流通、選択と蔵書構築、保存管理と利用方法等について解説する。
資料の整理	図書館における資料組織の意義・目的と方法について基礎的事項を中心に解説する。
資料の整理演習	図書、視聴覚メディアの各資料の整理・組織化について演習を行い、実践的な能力の養成を図る。
児童サービスの基礎	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について解説し、併せてヤングアダルトサービスについても解説する。
図書館特講	図書館業務に係る基礎的な内容や、図書館における今日的な諸課題について広く取り上げ解説する。



### 

### 所定の学修による単位の認定について

「図書館法施行規則第五条第三項及び第六条第三項に規定する学修を定める 件し(平成21年文部科学省告示第127号)により、下表に掲げる学修を修めた場 合、相当する司書補講習の科目の単位を修得したとみなされます。単位の認 定には受講申込時に別途申請手続きが必要です。

### 司書補講習科目に読み替えできる「所定の学修」一覧

相当する司書補講習の科目	所定の学修
生涯学習概論	社会教育主事の講習の「生涯学習概論」
	社会教育に関する科目の「生涯学習概論」
	博物館に関する科目の「生涯学習概論」
	学芸員資格認定の試験検定の「生涯学習概論」
児童サービスの基礎	司書教諭講習の「読書と豊かな人間性」

### 申込書類

### 必須書類(全科目受講・部科目受講の方ともに必要)

- ① 2025年度 司書補講習受講申込書(所定用紙)
- ② 受講資格を証明するもの

受講資格 D·卒業証明書

受講資格 E・高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる証明書

・「高等学校卒業程度認定試験」合格者の方は合格証明書を提出してください。

#### ③ 作文

過去に本講習を受講した方も提出必要です(過去の内容と被っても構いません) 作文の提出については、申込書に付随する「作文」に従ってください

- ④証明書の記載氏名が現在と異なる方のみ必要な氏名変更確認書類 戸籍抄本 (原本) もしくは<u>新姓と旧姓が記載している</u>年金手帳か、<u>新姓と旧姓が</u> 併記されているマイナンバーカードのコピーでも可(裏面は必要ありません)
- ・証明書は3ヶ月以内に発行日が記載されたものを提出してください (発行日の記載が無い場合は、発行日が分かる書類が必要です)
- ・2023年に本学講習を受講された方は②④は不要です

### 部分科目受講の方

⑤ 受講科目申込書(部分科目受講/単位認定用)(所定用紙) 申込書の記入方法をご参照ください

申込書はHP上のボタンをクリックしてご確認下さい。

### 申込書類

### 所定の学修による単位の認定を希望の方

⑥単位認定申請書 該当事項に○印を付けてください

#### ⑦単位修得証明書

「学芸員資格認定の試験合格」の場合「科目合格証明書」を提出してください。

⑧取得単位の「法令科目」と「取得年度」が明記された書類

#### 「生涯学習概論」の単位の場合

- ・⑧の証明書に記載がある場合は不要です。
- ・「生涯学習概論」の基になる「法令科目」は下記の通り 社会教育主事講習の科目 → 社会教育主事講習等規定第三条の科目 社会教育に関する科目 → 社会教育主事講習等規定第十一条の科目 博物館に関する科目 → 博物館法施行規則第一条の科目
- ・単位修得当時の「履修規則」に、修得年度と法令科目の記載がある場合は、 そのコピーでも構いません
- ・取得科目に対する法令科目については、単位を取得された大学にお問い合わせ ください。

#### 「読書と豊かな人間性」の単位の場合

- ・⑧の証明書に記載がある場合は不要です。
- ・「読書と豊かな人間性」の基になる「法令科目」は下記の通り 学校図書館司書教諭講習規程第三条の科目
- ・単位修得当時の「履修規則」に、修得年度と法令科目の記載がある場合は、 そのコピーでも構いません
- ・修得科目に対する法令科目については、修得を取得された大学にお問い合わせください。

### <提出書類についての注意事項>

- 1) 証明書は3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- 2)提出する証明書の記載氏名が婚姻等により異なる場合は、氏名変更が確認できる 証明書(『戸籍抄本』等)を添付してください。
- 3)提出された書類は返却いたしません。

### 参考資料

「司書補となる資格」は、図書館法第五条をご参照ください

#### 図書館法(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)抜粋

#### (図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴 覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆 の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会 を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 力、学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- イ 司書補の職
- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
- ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司 書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第九十条第一項 の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

### 提出書類チェックシート

■ お申し込み前に提出書類を確認してください

	提出書類	チェック 欄
<b>受講資格D</b> 高等学校卒業した方	・2025年度 司書補講習受講申込書(所定用紙) ・卒業証明書(3ヶ月以内に発行されたもの) ・作文(Googleフォームへアップロードして提出)	
<b>受講資格E</b> 高等学校卒業以外の要件で大学 に入学することのできる方	・2025年度 司書補講習受講申込書(所定用紙) ・高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある と認められる証明書 ・作文(Googleフォームへアップロードして提出)	

■以下の各項目に該当される方は、上記書類と合わせてそれぞれ必要書類を提出してください

	提出書類	
部分科目受講者	• 受講科目申込書(部分科目受講/単位認定用)	
所定の学修による単位認定希望者	<ul> <li>・受講科目申込書(部分科目受講/単位認定用)</li> <li>・単位認定申請書</li> <li>・該当する下記の書類</li> <li>・単位修得証明書</li> <li>・修得年度および修得科目に対する法令科目が確認できる書類(単位修得証明書に記載がある場合は不要)</li> </ul>	
提出証明書の氏名と受講申込書 の氏名が異なる方	戸籍抄本・年金手帳または旧姓併記のマイナン バーカードのコピーでも可	